一 賣家御沽券帳紙之事

元和五年松平下総守殿和州郡山へ御移りなされ候 是迄御
城より為御元和六年迄しめくゝり御城代内藤紀伊守殿
御定番ハ元和八年よりもしこもりて並稲垣摂津守殿
京橋口高木主水正殿 町奉行ハ元和五年より始り東ハ嶋田
ハ水野河内守殿 西ハ鴻田越前守殿御定成され候 元文弐十
三人の屋中江御目見之上御弘メ被遊候 惣年寄共名目御改
めにて町方支配之儀に近の通り改まて右旨申付候て
是今江戸表へ御年頭の御礼の為毎年罷下向仕候へ右旨を

一

御申付候 是迄之儀子上納の儀町年寄原ニ而通り届ケ候由
相町家賣渡の儀町年寄より惣年寄江相達惣年寄
裁判の上ニて御訴訟申候へ 中ハ帳切銀ハ二十分一銀子を
上納の上御奉行所御評定の御沽券紙下され惣年寄并
より相渡り候 沽券紙の字ハ書二ッ折りにして右の通り

家屋敷買主の事

一 天満三丁目之屋長右衛門家屋敷の事 表口三間裏
行九間の所 年寄中を以御判形代買取由御得候者也
元和六年